

湖西市最低制限価格取扱要領の運用基準

(対象工事)

第2条関係

競争入札を実施する建設工事のうち、湖西市低入札取扱要領（平成14年湖西市告示第142号）の適用を受けないものとは、次のいずれにも該当する工事をいう。

- ① 予定価格が5,000万円未満となる工事
- ② 湖西市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成21年湖西市告示第44号）を適用しない工事
- ③ 湖西市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱規程（平成30年湖西市規程第2号）第7条第6項の規定により競争入札に付すものに該当しない工事
- ④ 市長が最低制限価格ではなく、調査基準価格を設定する必要があると認めていない工事

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条関係

(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算出するものとする。

- ① 直接工事費とするもの
 - ・ 直接工事費
 - ・ 工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
 - ・ 機器費（機器価格）
- ② 共通仮設費とするもの
 - ・ 共通仮設費
 - ・ 間接労務費
 - ・ 二次労務費
 - ・ 設計技術費
- ③ 現場管理費とするもの
 - ・ 現場管理費
 - ・ 工場管理費
 - ・ 機器間接費（技術者間接費、機器管理費）

- ・ 据付間接費
 - ④ 一般管理費等とするもの
 - ・ 一般管理費等
- (2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事、解体工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各項目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。
- ① 直接工事費とするもの
 - ・ 直接工事費の 10 分の 9
ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の 10 分の 8 とする。
 - ② 共通仮設費とするもの
 - ・ 共通仮設費
 - ③ 現場管理費とするもの
 - ・ 現場管理費
 - ・ 直接工事費の 10 分の 1
ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の 10 分の 2 とする。
 - ④ 一般管理費等とするもの
 - ・ 一般管理費等
- (3) 最低制限価格を算定する際の端数計算については、金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、入札書比較価格（最低制限価格に 108 分の 100 又は 110 分の 100 を乗じて得た額をいう。）については、対象工事の予定価格算出の基礎となった設計金額の算出に用いた積算基準等に定める端数計算の単位に倣い、当該端数金額を切り捨て（予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額を最低制限価格とするときにあっては、切り上げ）るものとする。

第 3 条第 2 項関係

- (4) 建築工事の解体工事であって、過去の実績等により最低制限価格を低減しても良いと判断できる場合、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲で、第 3 条関係の(2)の①の額に 0.8 を乗じて算出した額とする。
- (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費等×6.8/10)

附 則（平成 23 年 2 月 28 日制定）

この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日改正）

この運用基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 19 日改正）

この運用基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 4 日改正）

この運用基準は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この運用基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日改正）

この運用基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日改正）

この運用基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 30 日改正）

この運用基準は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 13 日改正）

この運用基準は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日改正）

この運用基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。